

特集：体制転換・体制変動に伴う、損害賠償制度の変容

中国精神損害賠償法の今日的位相

宇田川 幸則

はじめに

計画経済から市場経済へと移行する中で、中国における損害賠償法制度にいかなる変化が生じたのか、それは畢竟いかなる要素によるものなのか。本稿では、損害賠償法制度の中でも、とりわけ精神損害賠償法制度に焦点をあて、立法、司法解釈、学説および裁判例の動向をフォローした上で、中国精神損害賠償法の今日的位相に対し、主に以下の2つの側面からのアプローチを試みたい。①損害概念の把握および損害の金銭評価をめぐる問題。そもそも社会主義法制になじまないとされていた精神損害賠償であるが、1986年の民法通則では、姓名権、肖像権、名誉権および栄誉権のいわゆる「四権」〔〔 〕は原語であることを示す。以下同様〕が侵害された場合に限り精神損害賠償が認められるとされ、その後いくつかの単行法規で生命・健康権が侵害された場合にも認められることとなり、2001年と2003年に公布・施行された最高人民法院の司法解釈では、およそ生命・健康権や人格尊厳権、人身自由権が侵害された場合にまで拡大するに至った。その理論的背景と裁判実務の影響を中心に検討する。②社会に存する所得保障ないしは生活保障機能全体の中での損害賠償制度の位置づけ。いわゆる「単位」社会の崩壊と社会保障制度の不備との関連でいかなる変化が生じたのか（生じなかったのか）を検討する。

ところで、筆者はかつて1949年の中華人民共和国建国以降1994年の消費者権利利益保護法〔消費者權益保護法〕までの、中国における精神損害賠償法の形成過程を考察した（宇田川、1996、1997a、1997b）。紙幅の関係もあるので、1949～94年までの状況については拙稿を参照頂くこととして、以下では1995年以降について検討を行いたい。

I 立法・司法解釈の動向

中国では中華民国期に肯定されていた精神損害賠償賠償であるが、中華人民共和国成立後は、あるいは社会主義法制になじまないとして、あるいは人格の商品化であるとして、表面上これが否定される時期が続いた。しかし、1960年代には、精神損害賠償は事実上「復活」し、その後、1986年の民法通則120条により「四権」の侵害に対する精神損害賠償が明文で肯定され、これをひとつの突破口として、生命健康権の侵害に対する精神損害賠償を肯定する立法があらわれはじめた。また、少なくない裁判実務においても、明文規定のない生命・健康権の侵害に対して精神

損害賠償を肯定している（宇田川，1996、1997a、1997b）。

1990年代中期までのこのようなごきに、その後いかなる変化が生じたのであろうか。そこで、まず1995年以降の精神損害賠償に関する規定を有する法律、法規、司法解釈について検討したい。

1 肯定する法律、法規および司法解釈

(1) 製品品質法〔産品質量法〕（全国人大：2000年7月8日改正法案採択・公布、同年9月1日施行）

改正前の旧法も法文上、精神損害賠償を明文で肯定していたが（旧32条）（宇田川，1997a：1621）、2000年改正法44条（旧法32条に相当）では以下のように規定する。「製品に欠陥が存在することにより被害者の人身に傷害をもたらした場合、加害者は医療費、治療期間の看護費、休業により減少した収入等の費用を賠償しなければならない。障害をもたらした場合、さらに障害者の生活自助具の費用、生活補助費、障害賠償金およびその扶養する人の必要とする生活費等の費用を支払わなければならない。被害者の死亡をもたらした場合、あわせて葬儀費、死亡賠償金および死者が生前扶養していた人の必要とする生活費等の費用を支払わなければならない」（下線：引用者）。旧法では製品の欠陥により惹起された死亡・障害にかかる精神損害賠償金を「撫恤費」と称していたが（宇田川，1997a：1621）、ここではそれぞれ死亡賠償金、障害賠償金と変更されている。「賠償金」と名称が変更されたことは、これらの金銭給付が精神損害賠償であることをより鮮明にしたと評価できる。

(2) 民事不法行為の精神損害賠償責任の確定に関する若干の問題の解釈〔關於確定民事侵權精神損害賠償責任若干問題的解釋〕（最高人民法院：2001年2月26日採択、同年3月10日施行）

本司法解釈（以下、01年解釈）では、以下の権利が侵害された場合に精神損害撫慰金の請求を認めると規定する。①生命権、健康権、身体権。②姓名権、肖像権、名誉権、榮譽権。③人格尊嚴権、人身自由権（以上1条）。④監護権（2条）。⑤死者の人格利益（3条）。死者の姓名、名誉、肖像、榮譽、プライバシー、遺体、遺骨等が侵害された場合、死者の近親者は請求権を有する。⑥特定財産権（4条）。人格のシンボリック的意義を有する特定の記念物品が不法行為により永久に滅失又は毀損された場合がこれに該当する。なお、法人およびその他の組織が人格権侵害を理由として精神損害賠償を請求する場合（5条）および当事者が不法行為損害賠償請求訴訟において精神損害の訴訟請求を行わなかったにもかかわらず、訴訟終結後に同一の不法行為の事実に基づいて別訴を提起し精神損害賠償を請求する場合（6条）には、いずれも法院は受理しない。

このように、01年解釈では精神損害賠償が肯定される権利侵害が一気に拡大された。その背景には、これまで民法通則120条に規定されていた、いわゆる〔四権〕（姓名権、名誉権、榮譽権、肖像権）が侵害された場合の精神損害賠償請求権と、いくつかの法律法規に分散して規定されていた生命権、健康権等が侵害された場合の精神損害賠償請求権を一本化するとともに、法文上明文規定は存在しないものの、生命権、健康権等が侵害された場合に事実上精神損害賠償請求権を肯定してきた裁判実務および学界におけるこれまでの議論を総括し、民法典制定に備える、という事情の存在が指摘される（楊＝朱＝薛，2004：2-3）。

ところで、上述の権利が侵害されれば全て精神損害賠償が肯定されるものではなく、著しい結

果が惹起された場合にのみ認められるとする（8条）。具体的な基準は01年解釈には規定されていないが、生命権等の侵害の場合では、一般に、人身侵害の場合、死亡若しくは障害が残ることが精神損害賠償の前提と解されている（梁天基，2006：68）。

精神損害撫慰金には、以下の方式を含む（9条）。障害が残った場合には障害賠償金を、死亡した場合には死亡賠償金を、その他の場合には精神撫慰金を、それぞれ加害者は被害者に支払わなければならない。したがって、01年解釈における精神損害賠償体系は、広義の精神損害撫慰金の中に死亡賠償金、障害賠償金および狭義の精神損害撫慰金が含まれる、という構造になる。

(3) 中華人民共和国婚姻法の適用に関する若干の問題の解釈（一）〔關於適用《中華人民共和國婚姻法》若干問題的解釋（一）〕（最高人民法院：2001年12月25日採択、同年12月27日施行）

01年の婚姻法改正に際して、離婚時の慰謝料請求権の立法化（明文化）が最大の論点のひとつであった。しかし、改正婚姻法46条は、有責配偶者に対して他方配偶者は損害賠償を請求することができる」と規定するにとどまった。学説では、ここにいう損害には物質的損害と精神損害が含まれるとされるものの、01年改正では最終的には明文化が見送られたという経緯がある（鈴木＝廣瀬，2001：93-4）。01年解釈でも離婚慰謝料については明文化されていなかったところ、本司法解釈で一定の方向性が示された。すなわち、28条で「婚姻法46条が規定する『損害賠償』には、物質損害賠償および精神損害賠償を含む。精神損害賠償に及ぶ場合、『01年解釈』の関係する規定を適用する」と規定されたのである。これにより、離婚慰謝料（これが離婚原因慰謝料を指すのか、離婚自体慰謝料を指すのか、あるいはその双方を指すのかは、文面上明確ではないが）についても肯定されることとなった。

(4) 医療事故処理条例（国務院：2002年2月20日公布、同年9月1日施行）

旧法（医療事故処理辦法）18条で肯定されていた精神損害賠償であるが（宇田川，1997a：1619）、本条例50条もまた以下のように規定し、精神損害賠償を肯定する。「精神損害撫慰金：医療事故発生地の子の平均生活費に基づいて計算する。患者の死亡を惹起した場合、賠償年限は最長6年を上回ってはならない。患者に障害を残した場合、賠償年限は最長3年を上回ってはならない」（11号）。なお、本条例は「精神損害」というタームを使用する唯一の法律・法規である。

(5) 人身損害賠償事件の審理に適用する法律に関する若干の問題の解釈〔關於審理人身損害賠償案件適用法律若干問題的解釋〕（最高人民法院：2003年12月4日採択、2004年5月1日施行）

本司法解釈（以下、03年解釈）は、「生命、健康、身体が侵害を受け、賠償権利者が訴訟を提起して賠償義務者に財産損失および精神損失の賠償を請求する場合、人民法院は受理しなければならない」（1条）として、生命、健康、身体が侵害された場合のいわゆる人身損害賠償事件における財産・非財産的損害の賠償にかかわる規定を設ける。ここでは、本稿の関心にそくするかたちで、精神損害賠償に関する規定のみを検討する。

18条は次のように規定する。「被害者または死者の近親者が精神損害を被り、賠償権利者が人民法院に対して精神損害撫慰金の請求をする場合、『01年解釈』を適用して確定する」（1項）。

ここでは、精神損害賠償に関しては、03年解釈もまた01年解釈の立場を踏襲することを明言する。また「精神損害撫慰金の請求権は、譲渡または相続することができない。ただし、賠償義務者がすでに書面の方式で金銭賠償を行うことを承諾し、または賠償権利者が人民法院に対してすでに訴訟を提起している場合を除く」（同条2項）として、精神損害賠償請求権の一身専属性と一事不再理の原則を明言する。

31条2項では、「前項¹で確定した物質損害賠償金および18条1項に規定する精神損害撫慰金は、原則として1回払いの給付でなければならない」として、原則上、分割払いを認めない立場を採る。その理由については、過去の立法例および司法実践を考慮したためとされる（黄松有，2004：378）。

以上は精神損害賠償を肯定する立法・司法解釈例であるが、他方、これを否定する司法解釈も2件存在する。

2 否定する司法解釈

(6) 刑事附带民事訴訟の範囲に関する規定〔關於刑事附带民事訴訟範圍的規定〕（最高人民法院：2000年12月4日採択、同年12月19日施行）

1条2項で「被害者が犯罪行為によって精神被害を被ったことによって提起した附带民事訴訟は、人民法院は受理しない」として、刑事附带民事訴訟法（以下、附带民訴）では精神損害賠償を否定する。

(7) 人民法院は刑事事件の被害者が提起した精神損害賠償の民事訴訟を受理すべきか否かの問題に関する批復〔關於人民法院是否受理刑事案件被害人提起精神損害賠償民事訴訟問題的批復〕（最高人民法院：2002年7月15日採択、同年7月20日施行）

(6) 同様、本司法解釈も「刑事事件被害者が被告人の犯罪行為により被った精神損失の附带民事訴訟を提起した場合、または当該刑事事件結審後、被害者が別に精神損害賠償の民事訴訟を提起した場合、人民法院は受理しない」として、これを否定する。

3 小 括

少なくない著作・論文で、1986年の通則120条の制定を契機に、あたかも大量の精神損害賠償に関する立法が制定されたと読み取れるものがあるが（たとえば、楊＝朱＝薛，2004：2-3）、法律・行政法規では6件（改正法を含め7件）存在するにとどまり、しかもうち2件はこれを否定する司法解釈である。

しかし、件数は少ないものの、とくに01年解釈および03年解釈の与えた影響は大きいと評価できる。すなわち、これまで通則120条では、個人の姓名権、名誉権、荣誉権、肖像権の〔四権〕が侵害された場合に限り認められていた精神損害賠償が、単行法規の制定および裁判実務により徐々にその適用範囲が広げられ、01年解釈ではこれらにくわえ、生命権、健康権、身体権、人格尊厳権、人身自由権、監護権、死者の人格利益、特定財産権にまで拡大され、03年解釈ではおよそ人身損害賠償事件には01年解釈を適用することを確認した。その意味においては、中国精神損

害賠償法の形成にとって、通則120条の制定を第一の里程標、01年解釈を第二の里程標と評価することもできる（楊＝朱＝薛，2004：2-3）

他方、附帯民訴では繰り返し精神損害賠償が否定されているが、いったいこれはいかなる理由によるものであろうか。一般的には、附帯民訴の場合、本訴たる刑事訴訟において刑罰が科されており、これが精神損害賠償責任の懲罰と慰撫の機能に一定程度取って代わっているからであると説明される（林鏡蘭，2006：62）。これは、中国では精神損害賠償の制裁的機能を重視している現われと理解することができよう。ただし、裁判実務においては、量刑を考えて被告人（加害者）が自ら進んで賠償するケースが多いこと、道路交通事故処理辦法²の死亡賠償金は事実上の精神損害賠償であること、医療事故条例では、医師の責任追及とともに被害者およびその親族に対して精神損害賠償を行わねばならないと規定していること、強姦事件の場合は被害者の精神的苦痛があらわれやすいので、裁判実務上では死亡賠償金にならって、事実上精神損害賠償を肯定していること、が指摘されている（楊景琳，2006：87）。

II 理論動向

1995年頃から、「人身権は法律が公民に付与したひとつの権利であり、いかなる者も侵害してはならないものであり、この権利が侵害された場合には、相応の補償を与え、もって被害者が精神上に受けた損失を補わなければならない。もっぱら非財産的責任でもって被害者に安寧を与えることは、これは社会主義立法の本意に符合しないばかりでなく、被害者に対しても不公平である」という論調が出始める（曲景太＝王涛，1995：24。なお、下線は引用者）。これは、精神損害賠償を肯定することは、人格を商品化することそのものであり、社会主義法制の根本に反するという伝統的見解（宇田川，1996：1014）と真っ正面から対立するばかりでなく、同じく「社会主義法の本旨」を拠り所にしながら、正反対の結論を導き出している点が興味深い。また、90年代中期における実務家（現職裁判官）の見解も「死亡賠償金については通則119条にも司法解釈にも規定はない。しかし、これを認めないとすると〔情理〕にそぐわない」（張欽智，1996：9）というもので、90年代中期以降、明らかな反対説の論攻をほとんど目にする事ができないが、01年解釈および03年解釈がこれを肯定したことで、肯定説と否定説の対立したいは最終的な決着をみたともいえる。

近時はむしろ死亡・障害賠償金とともに精神損害撫慰金を請求しうるか否かで議論が展開されている（馬莉，2006：72）。否定説は01年解釈9条（I-1-②参照）を根拠として、これを肯定すれば重複計算・重複支払になり、加害者にとって著しく不公平であるとする。他方、肯定説は03年解釈31条を根拠にして、以下の理由からこれを肯定する。このような理解の混乱の原因は、01年解釈と03年解釈における死亡賠償金と障害賠償金の性質の不一致によるが、しかし、新法は旧法に優先するという原則、および03年解釈36条2項で「本解釈公布施行前にすでに効力を生じている司法解釈で、その内容が本解釈と不一致の場合、本解釈を基準とする」とあることから、03年解釈を基準とすれば解決が可能である。とすると、03年解釈31条は、死亡賠償金および障害賠償金をともに「物質損害賠償金」と規定しており、精神損害賠償金と並行して請求しても重複

請求たり得ない。くわえて、精神損害賠償の必要性、死亡賠償金・障害賠償金はたいい固定額であることから、実際の状況に鑑みて精神損害賠償は必要である（私見によれば、これは日本でいう慰謝料の補充的機能に相当する議論であると捉えることができる）。

さらに、近時とりわけ目立つ論点としては、賠償額算定をめぐる議論、とくに被害者の実際の経済状況を考慮せずに不法行為地の平均所得を基準にした定額賠償や、被害者（の戸籍）が都市住民か農村住民かによって格差を設けている点である。たとえば、「中国では精神損害賠償法の伝統が欠如しているため、現在、精神損害賠償制度は制度の表面的な移植にとどまっている。賠償額の算定については精神損害は加害者の経済状況および訴訟を受理した法院所在地の経済発展状況を含む『等級差別』の要素を考慮するという前提下において、基本的には定量の一回限りの賠償である。これでは精神損害を填補するという目的を達成しがたいばかりか、損害賠償制度の実質的な公平と正義を実現しようにもできない。ひいては司法制度全般にたいする不信をもたらす」といったものや（翟羽巖, 2006:112）、03年解釈25条、28～30条では、賠償基準を「[城鎮居民]（都市部住民）」と「[農村居民]（農村部住民）」に区分しており、公正性に疑問を呈するもの（袁麗紅, 2006:156）がある。

ところで、死亡賠償金・障害賠償金の性質を学説はどのように理解しているのだろうか。代表的なものとしては、事実上の精神損害賠償とするもの（黄松有, 2004:356-7、楊=朱=薛, 2004:208-210）、賠償義務者が死者の近親者に対して負担する総合的な賠償責任であり、死亡という単純な損害結果に対する賠償であるとともに、死亡によってもたらされた一連のその他の損害結果に対する賠償でもあって、その中には死者の被扶養者に対する生活費をも含むと解するもの（張新宝, 2005:480-1）、かつては精神損害賠償であって物質的損害賠償ではなかったが、現在（03年解釈以降）は物質的損害賠償であるとするもの（楊立新, 2005:420）、を挙げることができる。このように、やや明確性を欠く議論ではあるが、いずれも精神損害賠償であると理解しているようである。

しかし、03年解釈29条によれば、「死亡賠償金は訴訟を受理した法院所在地の前年度の都市部住民の一人あたり平均可処分所得または農村住民の一人あたり平均純収入を基準とし、20年で計算する（後略）」と規定する。このように、被害者の実際の経済水準を考慮せず、固定額で計算することとしており、私見によれば、賠償というよりはむしろ補償的色彩が強い。

また、附帯民訴を否定する根拠として、通説的理解による精神損害賠償の三つの機能、すなわち補償、慰撫、制裁のうちの制裁的機能を重視した理解というものがあつたが、以上の議論からは、学説では精神損害賠償を制裁的機能よりもむしろ慰撫的機能から認識されているように理解できる。

Ⅲ 裁判例

1 概要

精神損害賠償請求訴訟が毎年いったい何件ほど提起されているかについては、統計が存在しない。ちなみに、2001年までは『中国法律年鑑』（中国法律年鑑出版社、1987年～）に賠償請求事件、

人身権侵害事件という分類があったため、これらの事件数については実数が把握できる。しかし、2002年以降はそのような分類そのものが無くなったため、2001年以前の全事件数に占める損害賠償請求事件の割合から推測する他ない。正確な数字が把握できる最後の年である2001年で、賠償請求事件は40万件強、人身権侵害事件が1万3千件弱である（表－1参照）。生命権、健康権侵害による損害賠償訴訟の95%で精神損害賠償を要求しているともいわれていることから、2001年に全国で提起された精神損害賠償請求事件は約1万件前後と推測される。

ところで、周知のとおり、中国では裁判例に事実上の先例拘束性を認めていないことを主な理由として、裁判例は公表されてこなかった。今日においてもそのような態度は基本的に維持されており、公式裁判例集である『人民法院案例選』（人民法院出版社、1992年～）や『最高人民法院公報』等で公表される裁判例は、全体のごくごく一部にすぎない。したがって、これらに掲載される精神損害賠償請求事件も総数で98件（本稿脱稿時、以下データについては同様）と少ないことから、全体像を把握するには難点があった。しかし、近時数万件の裁判例を所収する『中国司法案例数拠庫2.0版』（以下、司法案例数拠庫）なるデータベースが発売され、そこで精神損害賠償請求事件を検索すると、2,000件強がヒットした。いかなる方針と手法で裁判例が収集されているのか、曖昧な部分も多いが、絶対的な掲載量が多いことから、これまでよりは裁判の実際を浮き彫りにすることも可能となると思われる。そこで、本稿では『司法案例数拠庫』所掲の裁判例をつうじて、近時の精神損害賠償請求事件を検討する。

『司法案例数拠庫』所掲の各年毎の精神損害賠償請求事件数については、表－2のとおりである。刑事に分類されている事件は、附帯民訴である。このうち、件数の多い事件は、交通事故、医療事故・過誤、建築物、名誉権侵害であり、近時では、出稼ぎ労働者の労災事件もめだつ。これらの事件数が多いのは、交通事故のようにそもそもの事件数が多いといった理由もあるが³、やはり個別の具体的な根拠法（規定）があることも、その背景に存在するものと思われる。

（表－1）損害賠償訴訟件数の推移（全国）

	*	賠償	人身権
1995	446724	246334	6354
1996	515599	276038	7467
1997	567388	303673	8650
1998	631872	332708	9411
1999	693870	366931	10614
2000	728460	387069	11763
2001	808311	406623	12708
2002	869013	- **	-
2003	879723	-	-
2004	923516	-	-
2005	981400	-	-

* 権利帰属、不法行為紛争およびその他の民事紛争（婚姻家族、相続、契約を除く）。

** 2002年以降は賠償事件、人身権侵害事件の区分が無くなったため、これらの実数は不明である。

（出典：『中国法律年鑑』各年版）

(表-2) 『司法案例数拠庫』所収の裁判例にみる精神損害賠償訴訟件数の推移

	刑 事	民 経	行 政	知 財	海 事	計
1995	2	6	3	1	0	12
1996	0	7	1	2	0	10
1997	0	13	3	1	0	17
1998	1	17	4	1	0	23
1999	5	41	10	7	1	64
2000	22	148	15	14	3	202
2001	24	153	13	6	7	203
2002	23	140	6	9	8	186
2003	24	191	6	42	6	269
2004	37	236	3	17	7	300
2005	49	316	3	37	5	410
2006	66	385	10	65	4	530
2007	5	47	0	6	0	58*
計	258	1700	77	208	41	2284

*2007年の掲載数が少ない点については、現在整理中であることが理由と思われる。

2 裁判例の動向

次に、精神損害賠償が全面的に肯定されることになった01年解釈の前後で、精神損害賠償をめぐる裁判実務に何らかの変化が生じたのか否かについて、検討したい。以下では便宜的に、拙稿(宇田川, 1997b: 371-425)で検討した裁判例(1994年)以降01年解釈施行以前の時期をA期、01年解釈施行以降の時期をB期とする。

筆者はかつて、1986年に民法通則120条が設けられて以降、いわゆる「四権」以外の権利、とりわけ生命健康権が侵害された場合にも、根拠となる規定が存在しないにもかかわらず、主に「合情、合理」(情にかなう、理にかなう)を理由として精神損害賠償請求権を肯定する事例が多数存在することを明らかにした(宇田川, 1997b: 415-6)。このような実務上の特徴はその後引き継がれ、A期における精神損害賠償容認例の根拠としては、明文規定が存在しない場合、1990年代以前と同様、「合情、合理」、「損害は確かに存在する」等の理由でこれを肯定する(なお、製品品質法等の根拠規定が存在する場合はそれを根拠としていることはいうまでもない)。とくに「損害は確かに存在する」との理由付けは、法院ないしは裁判官が精神損害を非財産的損害と認識しており、それに対する賠償という構造で捉えていたと理解することが可能であり、注目し得る。他方、否認例の根拠としては、「法的根拠なし」、「事実・証拠がない」等が挙げられている。

B期における精神損害賠償容認例の根拠としては、個別法の根拠規定ある場合はそれら規定と01年解釈、03年解釈が、また、その他のケースの場合は01年解釈、03年解釈が、それぞれ挙げられている。他方、否認例の根拠としては、A期と同様に「事実・証拠がない」ことが挙げられ、附帯民訴の場合はこれを認めないとする司法解釈が挙げられている。

ところで、A期B期双方に共通してみられるケースとして、原告の精神損害賠償請求を退けつ

つも、死亡・障害賠償金を容認する例も少なくない⁴。このことから、学説とは異なり、法院（裁判実務）は死亡賠償金・障害賠償金を賠償ではなく、むしろ補償として認識している可能性が強く推測される。

3 近時の裁判例の傾向

日本でもしばしば指摘される現象として精神損害賠償額の高額化があるが（五十嵐，2003：252以下）、中国でも同様の現象が生じている。たとえば、原告（女子大学生）が被告（ドラッグストア）に万引き犯と誤認されたケースでは、一審法院⁵は25万元の精神損害賠償を命じている（その後二審⁶で1万元に減額された）。

また、[乱訴]（むやみやたらと訴訟を提起すること）の傾向も強まっている。たとえば、旅行写真の現像失敗を理由としたケース⁷、友人に貸した切手帳が所有者の知らない間に第三者に売却され、それにより精神疾患を患ったとして精神損害賠償を求めたケース⁸、自ら兄の遺体を火葬場に1ヶ月以上放置したにもかかわらず、火葬上及び兄の[単位]（勤務先）が遺体を火葬処理したことにより精神損害を被ったとして提訴されたケース⁹、等がこれに該当しよう。

4 附帯民訴に関する裁判例の動向

調査した裁判例のうち、精神損害（損失）賠償を肯定した事例は存在しない。これは『司法案例数拠庫』編集に際し、司法解釈に反する裁判例を掲載することが憚られたといった事情が存在した結果なのかも知れない。ただし、具体例を詳細に検討してゆくと、以下のようなケースが存在することが判明した。①強姦により被害者の精神に失調をきたした事例で、いわゆる示談の段階で精神損害賠償5万元を認めた事例¹⁰、②精神損害賠償を否定するも、死亡賠償金を認めた例¹¹、③附帯民訴ではなく、強姦被害者が提起した民事訴訟で、一審では精神損害賠償を肯定するも、二審で刑事附帯民訴に関する解釈にもとづき、これを否定した事例¹²。

以上から、次の点が指摘できよう。第一に、①③の事例からは、附帯民訴では禁じられているとはいうものの、それ以外の場で事実上の精神損害賠償が行われているという実際の一端が明らかになった。とくに③のケースでは、附帯民訴ではなく、刑事訴訟と切り離して通常の民事訴訟を提起すれば、精神損害賠償が認められているのではないか、という実務の一端をうかがい知ることが出来る（もっとも、このような手法は司法解釈（I-2-(7)）で禁止されているのではあるが）。また、②のケースからは、やはり裁判実務上は死亡賠償金を賠償としてではなく補償として認識されている結果である、という結論を導くことが可能である。

IV 設定した課題に対する検討

1 損害概念の把握および損害の金銭評価をめぐる問題

(1) 「社会主義法制」との関係

これを論ずるには畢竟社会主義とは何か、という議論に発展せざるを得ず、筆者の能力を遥か

に超えた大問題であるため、本稿ではさしあたり以下の点を指摘するに留める。

中国の精神損害賠償法の形成過程において、1990年代中期に「社会主義法制」の位置づけが大きく転換したことがわかる。すなわち、それまで精神損害賠償を否定するための論拠であった社会主義法制が、その時期以降は逆にこれを肯定するための論拠とされはじめたのである。これは精神損害賠償法に特有の現象ではなく、たとえば市場経済化を肯定するために「社会主義市場経済」という概念が同時期に登場したことや、あるいは司法制度改革において、かつては論じることすらタブーであった裁判官の独立が、マルクスの「裁判官は法律を除けば他に上司は存在しない」という言質を引用して、社会主義法制の文脈でこれを肯定しようとする議論が登場しはじめた（宇田川，2001：45）ことから、他の領域でも同様のうごきが存在することがわかる。

このようなうごきは、社会主義概念そのものに変化は生じていないが、「理論的整合性よりもむしろ当該事件に対する具体的結果妥当性を重視する」（宇田川，1997b：427）という法実務の特徴に影響され、現状を追認させるための道具として用いられていると考えられる。しかし、社会主義概念そのものが変化した結果であることも否定しきれず、今後の検討課題としたい。

(2) 社会的背景の影響

1986年の民法通則120条の登場とその後の精神損害賠償法の形成過程について、拙稿（宇田川，1997b：428-431）ではその背景には「改革開放」と「市場経済化」があり、具体的には[法制建設]、[単位]社会のゆらぎおよび経済の貨幣化の三つの柱が存在することを指摘した。本稿の対象とする1990年代中期以降の精神損害賠償法の展開についても、その社会的背景に異なるところはない。とくに単位社会のゆらぎが加速し、単位による社会保障機能がほぼ消滅したことと、それともなう経済の貨幣化のいっそうの展開が、今日の精神損害賠償法の形成に大きく寄与したと考える。その結果、(1)の社会主義法制とも関連するが、精神損害賠償法を肯定するか否かは「国家体制として社会主義を選択しているか否かによるというよりはむしろ、市場経済原理が導入されているか否かによるところが大きいのではないか」（宇田川，1997b：427）との結論に異なるところはない。

2 社会に存する所得保障ないしは生活保障機能全体の中での損害賠償制度の位置づけ

上述のとおり、立法上も学説上も、死亡賠償金・障害賠償金と精神損害撫慰金ともに精神損害賠償と捉えられている。しかし、以上の検討から、死亡賠償金・障害賠償金はそれぞれ定額賠償であることと別途精神損害撫慰金なる賠償費目が用意されていること、また、裁判実務上、原告の精神損害賠償請求を否定する一方で、被告に対し死亡賠償金・障害賠償金の給付を命ずる判決が少なくないことが判明した。このことから、死亡賠償金・障害賠償金はいずれも名目上「賠償」というタームを用いてはいるものの、賠償というよりはむしろ補償としての性質がより強い金銭給付であると評価することも可能である。

以上をまとめると、表-3のとおりとなる。なお、03年解釈が規定する賠償項目とその内容については表-4にまとめたので、あわせて参照されたい。

(表-3) 精神損害賠償の内容とその機能

	侵害された 権利客体	機 能	費 目	備 考
精神損害賠償 = 広義の 精神損害撫慰金	人格権	生活保障	経済補償	通則120条による
		補 償	精神損害撫慰金	
		慰 撫 制 裁		
	人身権	生活保障	死亡賠償金 障害賠償金	学説上は「賠償」、ただし、 実際上の機能は「補償」?
		補 償	(狭義の) 精神損害撫慰金	障害を負った被害者および 死者の親族 (≠死者本人)
		慰 撫 制 裁		

(表-4) 03年解釈が規定する損害賠償の項目とその内容

条 項	対 象	費 目	内 訳 (条数)
17	1 死亡・障害を ともなわない 人身の損害	医療費	医薬費、入院費。リハビリ、必要な整形費等は金額確定後、別訴 (19)
		休業補償	診断書に基づいて期間を計算 (20)
		看護費	看護にあたった者の実際の収入に基づき計算 (21)
		交通費	被害者及び介護人の実際にかかった交通費 (22)
		宿泊費	自宅療養も入院もできなかった場合の宿泊費および家族等が事故処理にかかった宿泊費。公務員の出張宿泊費に準じる。
		入院時の食事補助費	被害者の入院時の食費。介護人の食費も必要に応じて認める。公務員の出張時の食費補助に準じる (23)
		必要とする栄養費	医療機関の意見で確定 (24)
	2 障害が残った 場合	17条1項の費用	
		障害賠償金	喪失した労働力及び障害等級に応じ、法院所在地の前年度の都市部住民の可処分所得または農民の純収入を基準とし、傷害が確定した日から20年で計算する。被害者が60歳以上の場合は1歳毎に1年減額し、75歳以上は5年で計算する。障害が残ったものの実際の収入に影響がない場合は、適宜調整する (25)
		障害補助器具費	中等の補助具の価格。交換周期・賠償期間は器具製造機関の意見による (26)
		被扶養者の生活費	喪失した労働力及び障害等級に応じ、法院所在地の前年度の都市部住民の平均消費支出または農民の純収入を基準として計算。被扶養者が未成年の場合は18歳まで、労働能力のない者の場合は20年。60歳以上の場合は1歳毎に1年減額し、75歳以上は5年で計算する (28)
		快復のための看護・継続治療のために実際に要する快復費	リハビリ費については別訴 (32)
		看護費	最長20年 (21-2)
	3 死亡した場合	17条1項の費用	
		葬儀費	法院所在地の前年度の労働者平均給与の6ヵ月分 (27)
		被扶養者の生活費	2項の本費目に同じ (28)
		死亡補償費	〃 (29)
被害者親族が葬儀に要した交通費・宿泊費・休業補償等のその他の合理的費用		〃 (20,22)	
18	1 被害者または 死者の親族	精神損害撫慰金	
		1項の請求権は譲渡または相続できない	

おわりに

最後に、現代中国法における精神損害賠償法の位置付けと、近時の精神損害賠償法をめぐる中国でのホットイシューについて、触れておきたい。

中国の法制度なり司法制度なりの特徴のひとつに「非制度創出」型であることが指摘される（鈴木，1992：14-5）。憲法改正もその例外ではなく、憲法を改正することによって新たな制度を創出したり、国家の新たな姿を提示するというものではなく、土地使用権の有償譲渡等はその典型であるが、憲法規定さえ無視して突っ走り、積み重ねてきた既成事実を、憲法改正により追認するという特徴がある（木間＝鈴木＝高見澤＝宇田川，2006：58）。その意味において、精神損害賠償法の形成過程もまた、その例外ではないと評価できる。

しかし、精神損害賠償法の形成過程には、これまで他の法制度形成過程には見られなかった大きな特徴がある。すなわち、既成事実の追認という点では共通するが、これまでその既成事実はいわば政策主導であったところ、精神損害賠償法は裁判実務の蓄積によって形成された点に、その最大の特徴があると評価できる。今後は、精神損害賠償法の形成過程を素材として、法制度形成にかかる裁判実務の具体的な影響について、分析を深めてみたい。

他方、近時の精神損害賠償をめぐる中国法学界の議論では、01年解釈、03年解釈を契機として、百花繚乱の観を呈している。近時のホットイシューとしては、環境汚染訴訟（江蘇省高級人民法院民一庭，2006）、都市開発にともなう立ち退き（周建康，2005）、学校での安全配慮義務違反（李＝郭，2006）、債務不履行にともなう精神損害賠償請求の可否（牛立夫，2006）、法人の精神損害賠償請求の可否（彭＝朱，2006）、家庭内暴力や婚外性関係（陳建文，2006）、セクハラ（唐芳，2006）、等を挙げることができる。いずれも今日の中国社会が抱える病理現象と深い関係があり、活発な議論が展開されている。2010年ともいわれる不法行為法の制定に向け、目下草案起草作業に取り組みされており、今後の動向が注目される。

【参考文献】

〔日本語文献〕

・著書

五十嵐清『現代比較法学の諸相』（信山社、2002年）

五十嵐清『人格権法概説』（有斐閣、2003年）

木間正道＝鈴木賢＝高見澤磨＝宇田川幸則『現代中国法入門〔第四版〕』（有斐閣、2006年）

・論文

宇田川幸則「中国における精神損害に対する金銭賠償をめぐる法と実務（1）～（3・完）」北大法学論集47巻4号（1996年）、47巻5号（1997年a）、48巻2号（1997年b）

宇田川幸則「中国における司法制度改革—裁判官法の制定と『裁判官の独立』を中心に—」社会体制と法第2号（2001年）

鈴木賢「中国法の非制度創設的性格」法学セミナー452号（1992年）

鈴木 賢=廣瀬真弓「中国における家族の変容と法の対応－2001年婚姻法改正をめぐって－」
ジュリスト1213号（2001年）

[漢語文献]

・工具書、データベース

『中国司法案例数拠庫2.0版』（北大法意網科技有限公司）

『中国法律年鑑〔1996～2006年の各版〕』（中国法律年鑑出版社、1996～2006年）

・著書

関中華主編『精神損害賠償数額の確定與評算』（人民法院出版社、2002年）

郭衛華ほか著『中国精神損害賠償制度研究』（武漢大学出版社、2003年）

黄松有主編『最高人民法院人身損害賠償司法解釋的理解與適用』（人民法院出版社、2004年）

劉士国『現代侵權損害賠償研究』（法律出版社、1998年）

喬世明主編『医療事故賠償』（人民法院出版社、2003年）

唐德華主編『人身損害賠償司法解釋及相關法律適用指南』（人民法院出版社、2004年）

楊立新=朱呈義=薛東方『精神損害賠償 以最高人民法院精神損害賠償司法解釋為中心』（人
民法院出版社、2004年）

楊立新主編『侵權行為法』（復旦大学出版社、2005年）

張新宝主編『人身損害賠償案件的法律適用』（中国法制出版社、2004年）

張新宝『侵權責任法原理』（中国人民大学出版社、2005年）

張新宝『侵權責任法』（中国人民大学出版社、2006年）

朱曉娟=戴志強編著『人身權法』（清華大学出版社、2006年）

・論文

陳建文「論婚姻損害賠償」經濟與社会發展2006年4期

黄金橋「違約精神損害賠償的理論障礙及其克服」北方法学2007年3期

江蘇省高級人民法院民一庭「環境污染損害賠償糾紛案件的司法對策」人民司法2006年4期

李婧=郭盈「試論學校糾紛的法律關係與法律救濟」社会科学戰線2006年6期

梁天基「完善我國精神損害賠償制度急待解決的幾個問題」廣西醫科大學學報2006年4月

林鏡蘭「刑事附帶民事訴訟精神損害賠償探討」法制與社会2006年8期

馬 莉「精神損害賠償問題的兩點思考」中国檢察官2006年7期

牛立夫「旅游合同中的精神損害賠償問題探討」旅游學刊2006年8期

彭路瑤=朱薇「論法人的精神損害賠償」法制與社会2006年4期

曲景太=王濤「論我國民法的精神損害賠償」遼寧教育學院學報1995年3期

唐 芳「論性騷擾的損害賠償」婦女研究論叢2006年8月

袁麗紅「論人身損害賠償標準之公正性」中山大學學報論叢2006年6期

楊景琳「刑事附帶民事訴訟中精神損害賠償問題探析」遠城學院學報24卷1期（2006年）

翟羽巖「我國人身損害賠償制度的困境與超越」行政與法2006年12期

張欽智「關於正確掌握人身損害賠償的範圍、原則及其標準」人民司法1996年12期

周建康「論城市房屋拆遷制度的正当性缺失及補救」広西政法管理幹部学院学報20卷1期(2005年)

朱 晔「論人身損害賠償請求権與繼承」環球法律評論2006年2期

注

- (1) 03年解釈31条1項「人民法院は民法通則131条および本解釈2条の規定にもとづき、19条乃至29条の各項の財産損失の実際の賠償金額を確定しなければならない」。
- (2) 詳細は、宇田川1997 a 416～7頁を参照されたい。なお、同辦法は2003年に道路交通安全法の制定とともに廃止され、その後同法は2007年に改正された。
- (3) たとえば、新聞報道によれば、患者やその遺族が医師、看護師およびその他病院関係者に暴力をふるう事件が多発しており、60%以上の医師が患者からの暴力を受けたことがあるとのアンケート調査も存在する(中国青年報2008年2月25日)。このことから、病院・医師と患者およびその家族の間で紛争が頻発していることが理解でき、これが医療関係の訴訟数の多さに繋がっているのではなかろうか。
- (4) たとえば、江西省贛州中級人民法院2000.11.7.(2000)贛中法民終字第440号事件。
- (5) 上海市虹口区人民法院(1998)虹民初字第2681号事件。
- (6) 上海市第二中級人民法院1999.1.12.(1998)滬二中民終字第2300号。
- (7) 広西壮族自治区百色地区中級人民法院1999.12.10.(1999)百民終字第763号事件。
- (8) 福建省龍溪県人民法院2000.11.10.(2000)龍民初字第161号事件。
- (9) 一審：河南省焦作市解放区人民法院2005.4.7.(2005)解民初字第171号、二審：河南省焦作市中級人民法院2005.7.8.(2005)焦民終字第546号。
- (10) 山東省東営市中級人民法院2005.12.14.(2005)東刑二終字第38号。
- (11) 青海省海東地区中級人民法院2006.8.24.(2006)東刑初字第28号、同2006.8.2.(2006)東刑初字第29号、江西省萍鄉市中級人民法院2006.6.25.(2006)萍刑一初字第10号、重慶市第一中級人民法院2006.1.13.(2006)渝一中刑終字第62号、広東省江門市中級人民法院2003.4.1.(2003)江中法刑初字第13号、等。
- (12) 広東省佛山市中級人民法院2004.9.24.(2004)佛中法民一終字第801号。